# 鳥取県スキー連盟規約

昭和45年10月 1日 施 行昭和53年11月12日 一部改正昭和55年 8月24日 一部改正平成 元年10月29日 一部改正平成 5年11月21日 一部改正平成19年11月11日 一部改正平成29年 4月 9日 一部改正令和 3年11月14日 一部改正

### 第1章 名称

(名称)

第1条 この連盟は、鳥取県スキー連盟(以下連盟)という。

### 第2章 事務所

(事務所)

第2条 連盟は、事務所を大山町大山39-1に置く。

## 第3章 目的

(目的)

第3条 連盟は、アマチュアスポーツ団体であって、鳥取県のスキー界を代表し、スキーの正し い普及と発展を図り、スキー競技の促進と県民体育の向上を図ることを目的とする。

## 第4章 事業

(事業)

- 第4条 連盟は、目的達成のために、次の事業を行う。
  - 1、スキーの普及、発展についての計画・立案・実施。
  - 2、スキー競技会の計画・立案・実施。
  - 3、全日本スキー連盟に、鳥取県スキー界を代表して加盟すること。
  - 4、全日本スキー連盟に、連盟所属会員(以下会員)の登録を行う。
  - 5、スキー学校の管理、運営。
  - 6、公認資格者の選考と、代表選手の選考を行う。
  - 7、加盟団体の育成と、相互の親睦を図る。
  - 8、その他目的を達成する事業。

## 第5章 加盟団体

(加盟できる団体)

第5条 県内各スキー団体・高等学校体育連盟スキー部・中学校体育連盟スキー部・小学校体育 連盟スキー部。

(加盟・脱退・除名)

- 第6条 連盟の加盟及び除名は、評議員会の決議による。ただし加盟は、理事会において仮承認 をすることが出来る。
  - 2 連盟を脱退するときは、その理由を明記した脱退届を会長あてに提出しなければならな

V10

(加盟の方法)

- 第7条 連盟に加盟しようとする団体は、つぎの事項を明記し加盟金を添えて会長あてに申し込むこと。
  - ・団体の名称・事務所の所在地・代表者の氏名住所・評議員の氏名住所・会員名簿 (10 名以上)

(負担金・登録)

第8条 負担金は、毎年10月末までに納めなくてはならない。登録については、全日本スキー 連盟登録規定による。

(加盟団体の権利)

第9条 加盟団体は、評議員によって評議員会に参加できる。

(加盟団体の義務)

- 第10条 加盟団体とその会員は、この規約並びに諸規定及び評議員会の決定に従わなければな らない。
- 第11条 加盟団体は、第7条に該当する事項に異動があったときは、速やかに報告しなければならない。

## 第6章 経費

(収入)

- 第12条 連盟の経費は次のものをもってあてる。
  - 1、加盟団体の加盟金及び負担金
  - 2、補助金
  - 3、寄付金
  - 4、その他

(会計年度)

第13条 連盟の会計年度は、8月1日から翌年の7月31日までとする。

(予算・決算)

- 第14条 連盟の収支予算は、理事会が編成し評議員会の決議を得なければならない。
- 第15条 連盟の収支決算は、監事の監査を受けて評議員会に報告し、承認を得なければならない。

(特別会計)

第16条 連盟は、評議員会の決議により特別会計を設けることができる。

#### 第7章 役員

(役員)

- 第17条 この連盟に次の役員を置く。
  - 1、会長1名
  - 2、副会長3名
  - 3、評議員若干名
  - 4、理事長1名
  - 5、副理事長2名以内
  - 6、常任理事若干名

- 7、監事2名
- 8、理事30名以内(理事長1、副理事長2名以内、会長推薦理事5名を含む) 別枠として高体連、中体連、小体連各1名。

(会長・副会長)

- 第18条 会長・副会長は、評議員会において選出する。
  - 2 会長は、この連盟を代表して業務を統括する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、代理する。

(評議員)

- 第19条 評議員は、加盟団体を代表し、その加盟団体が選出する。評議員は各加盟団体1名 ずつとし、評議員が出席できない場合は委任状をもって代理人出席を認める
  - 2 評議員は評議員会で別に定める事項を審議・議決する。
  - 3 会長・副会長・及び理事ならびに監事は、評議員を兼ねることはできない。

(理事)

- 第20条 理事は、評議員会において会員の中から選出する。但し会長・副会長の意見を聞くこ とができる。
  - 2 会長は、評議員会にはかって、定数の範囲内において5名以内の理事を指名すること ができる。
  - 3 理事は、評議員会の決議に従って会務を行う。

(理事長・常任理事)

- 第21条 理事長・副理事長は理事が互選する。
  - 2 理事長は、理事会を統括し会務を行う。
  - 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は代理する。
- 第22条 常任理事は、理事が互選する。
  - 2 常任理事は、理事長を補佐し、常時会務を行う。

(監事)

- 第23条 監事は、評議員会において選ぶ。
  - 2 監事は、会計及び会務を監査する。
  - 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

(役員の任務)

- 第24条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
  - 2 役員に欠員を生じたときは、第18条・第19条・第20条・第21条・第22条・第23条の規定によって選ぶことができる。
  - 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 役員は、任期満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

#### 第8章 名誉会長・顧問・名誉理事

(名誉会長・顧問・名誉理事)

- 第25条 名誉会長ならびに顧問及び名誉理事を若干名おくことができる。
  - 2 名誉会長及び顧問は、会長・副会長経験者の中から選び、名誉会長は1名とする。
  - 3 名誉理事は、理事経験者の中から選び、特に功労のあったものの中から選ぶ。
  - 4 名誉会長ならびに顧問及び名誉理事は、理事会の推挙により評議員会の承認を得て、 会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

5 名誉会長ならびに顧問及び名誉理事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### 第9章 運営

(評議員会)

- 第26条 評議員会は連盟の最高議決機関である。
- 第27条 評議員会は、次の事項を審議決定とする。
  - 1 役員の推薦、並びに選出
  - 2 事業計画並びに予算・決算
  - 3 加盟団体負担金及び加盟金
  - 4 規約の改廃
  - 5 その他議決を要する事項。
- 第28条 評議員会は、毎年1回以上会長が招集する。
  - 2 会長が必要と認めたとき、又は評議員総数の半数以上から書面で請求のあったとき、 会長は臨時に招集しなければならない。
- 第29条 評議員会は、会長・副会長及び評議員で構成し、議長は評議員の中から選ぶ。
- 第30条 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 第31条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数の同意をもって決定する。
  - 2 可否同数の時は議長がこれを決める。
- 第32条 評議員会を招集するときは、少なくとも30日前に日時・場所・議題を明記した招集 状によらなければならない。但し、会長が緊急と認めて臨時に召集することはこの限り ではない。
- 第33条 理事は評議員会に出席して意見を述べることができる。

(理事会)

- 第34条 理事会は、連盟の執行機関である。
- 第35条 理事会は次の会務を行う。
  - 1、当面する業務の処理。
  - 2、評議員会の決定事項の執行。
  - 3、規約、諸規定、その他すべての決定事項の周知徹底。
  - 4、新加盟団体の仮承認に関すること。
  - 5、専門委員会の選任。
  - 6、その他会務に必要なこと。
- 第36条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。但し、理事の3分の1以上から書面で請求 があったときには、ただちに招集しなければならない。
- 第37条 理事会は、会長、副会長、理事で構成し理事長は議長となる。理事長事故ある時は、 理事長の指名した理事が代理する。
- 第38条 理事会は、3分の1以上の出席がなければ開くことはできない。
- 第39条 理事会の決議は、出席理事の過半数によって決める。
  - 2 可否同数の時は会長が決める。
- 第40条 理事会の招集は、少なくとも1週間前に日時・場所・議題を明記した招集状によらなければいけない。但し、会長が緊急と認めたときは、この限りでない。

(常任理事会)

第41条 常任理事会は、常任会務を行う。

- 第42条 常任理事会は、理事長が随時招集する。
- 第43条 常任理事会は、会長・副会長及び常任理事で構成し、理事長は議長となる。理事長事 故ある時は、理事長の指名した常任理事が代理する。
- 第44条 常任理事会の議事は、出席理事の過半数の同意により決める。
- 第45条 常任理事会は、議事録を作成し、保存する。

(専門委員会)

- 第46条 連盟の必要に応じて、専門委員会を設けることができる。
  - 2 専門委員会の委員及び委員長は、会長が委嘱する。
  - 3 専門委員会の名称と規定は理事会で別に定める。

## 第10章 規約の変更

(規約の変更)

第47条 この規約は、評議員会において、出席評議員の4分の3以上の同意がなければ変更することができない。

# 第11章 付 則

(付則)

- 第48条 この規約の施行についての必要事項は、理事会において別に定める。
  - 2 この規約の施行は昭和45年10月1日とする。
  - 3 昭和53年11月12日 一部改正
  - 4 昭和55年 8月24日 一部改正
  - 5 平成 元年10月29日 一部改正
  - 6 平成 5年11月21日 一部改正
  - 7 平成19年11月11日 一部改正
  - 8 平成29年 4月 9日 一部改正
  - 9 令和 3年11月14日 一部改正